

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第46回 弁護士自治の獲得と東弁100年の歴史

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 戦前の弁護士自治獲得への努力

1893（明治26）年制定の旧々弁護士法により、弁護士資格の登録は司法大臣の所管とされ、弁護士名簿は所属地方裁判所ごとに備え置かれました*1。弁護士会は所属地方裁判所の検事正の監督下に置かれ、司法大臣の監督にも服しました。弁護士に対する懲戒権は、控訴院に置かれた懲戒裁判所が行使しました（検事正は独自に懲戒訴追の請求可）。

旧々弁護士法の下では、弁護士の活動に外部から様々な制圧が加えられ（裁判官の退任命令、法廷での発言が官吏侮辱罪に問われる、検事正の訴追による除名、停職、過料、譴責等の懲戒処分など）、弁護士からは、弁護士の法廷における言論の自由の保障が繰り返して要求されていました。

弁護士会が自治の要求を公にした最初のものは、日本弁護士協会が1900（明治33）年の臨時総会で「弁護士会ヲ自治体トナス」との件を可決したときとされています*2。その後、弁護士自治を核とする弁護士法改正運動が活発化し、日本弁護士協会や東京弁護士会による弁護士法改正案の決議が繰り返され、1912（明治45）年から1921（大正10）年にかけて、合計4度も帝国議会に弁護士法改正案が提出されましたが、成立には至りませんでした。

1933（昭和8）年に弁護士法が全面改正され、旧弁護士法が制定されました*3。弁護士会は司法大臣の監督下に置かれ（検事正から格上げされたとも言えます）、弁護士に対する懲戒権は、司法大臣の命令又は許可により検事長が懲戒開始の申立てを行い、控訴院に置かれた懲戒裁判所が行使しました。

旧弁護士法により、弁護士会の登録拒否や弁護士による法律事務の独占など、現在の弁護士自治につながる萌芽が認められるようになったものの、戦前には完全な弁護士自治が認められるまでには至りませんでした。

2 戦後の弁護士自治の獲得

戦後、日本国憲法の制定を受けた司法制度の根本的改革の一環として、1946（昭和21）年9月、司法省に弁護士法改正準備委員会が設置されました*4。同委員会は多数の弁護士の参加により、弁護士会にほぼ完全な自治を認める弁護士法改正答申案を司法大臣に提出しました。しかし、裁判所が憲法77条を論拠として、弁護士に関する規則は最高裁判所の規則により定めるべきと反対することなどがあり、政府はこの答申案を国会に提出しませんでした。

このため、日本弁護士連合会は、1947（昭和22）年10月、上記の答申案に基づいた弁護士法の法案を作成し、議員提案として国会に提出するよう衆議院議員に促しました。1949（昭和24）年の国会において、議員立法として上記法案が提出され、参議院での一部修正を経て、衆議院で原案どおり再可決され、同年5月30日、現行弁護士法が成立しました（同年9月1日施行）。こうして、ほぼ完全な弁護士自治が法律により保障されることとなったのです。

弁護士法改正準備委員会においては、十数名の弁護士の委員が、昼夜兼行、1カ月足らずで、ほぼ完全な弁護士自治を認める草案を作成したとされています。草案は後で骨抜きにされないように条文化してまとめられ、ほぼ現行弁護士法に取り入れられています（大野正男著「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」法務研究財団JLF選書144頁）。

戦後のこの時期において、ほぼ完全な弁護士自治が実現したのも、明治以来、多くの先輩弁護士達が、弁護士自治を実現するために永年努力や苦闘を続け、これらの伝統や実績の積み重ねがあったからと思わずにはいられません。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2022_11/p29.pdf

* 2 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2023_0102/p37.pdf

* 3 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0102/p31.pdf

* 4 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_0102/P33.pdf